

協同農業普及事業の実施に関する方針

令和3年3月

大分県

はじめに

本格的な人口減少社会を迎え、またTPP11や日米貿易協定の発効等経済のグローバル化が進む中で、国においては、令和2年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定し、今後10年間の農政の指針を示した。

また、令和2年8月に「協同農業普及事業の運営に関する指針（以下「運営指針」という。）」を策定し、農業従事者の減少や高齢化等による人手不足、生産基盤の脆弱化、気象災害や新型コロナウイルス等感染症のまん延に対する備えの強化等課題に対する取組が示された。

一方本県では、平成27年12月に策定、令和2年3月に改訂した農林水産業振興計画である「おおいた農林水産業活力創出プラン2015」（以下「振興計画」という。）に基づき、「挑戦と努力が報われる農林水産業の実現」「安心して暮らしていける魅力ある農山漁村づくり」を基本目標として、1 構造改革の更なる加速、2 マーケットインの商品（もの）づくりの加速、3 産地を牽引する担い手の確保・育成、4 元気で豊かな農山漁村づくり、の4つの基本施策に取り組んでいくこととしている。

本県の協同農業普及事業は、こうした国の基本計画や運営指針並びに県の振興計画を踏まえながら、今後の農業情勢の変化に柔軟に対応できるよう、普及指導活動の高度化及び効率化を図り、地域農業を総合的に支援する役割を果たしていかなければならない。

今回、策定する「大分県協同農業普及事業の実施に関する方針」（以下「実施方針」という。）は、農業・農村の発展に主体的役割を果たすべき本県普及事業の今後5年間の方向性を示すものである。

第1 普及指導活動の課題および取組の推進方向

協同農業普及事業の実施にあたっては、次に掲げる課題について国、県の施策を踏まえつつ計画的、効率的に取り組むものとする。

1 構造改革の更なる加速

（1）水田の畑地化による高収益な園芸品目等への生産転換

農業者の所得向上に向けて、水田の畑地化による米から高収益な園芸品目等への生産転換を加速するとともに、大規模園芸産地づくりに向け農地整備や栽培施設整備、流通・販売対策等の強化を含めた重点的な支援を行う。普及指導対象者を大規模稲作農家や集落営農法人、規模拡大する園芸農家、新規就農者、参入企業等に重点化し、関係機関と連携して、地域の合意形成や農地の選定、生産技術指導、販路開拓や栽培施設、集出荷体制の整備支援等、具体的取組を進める。

（2）全国トップレベルの肉用牛産地づくり（おおいた和牛日本一プロジェクト）

「肉用牛振興計画（おおいた和牛日本一プロジェクト）」に基づき、肉用牛の生産基盤の強化、品質・収益性の向上、高付加価値化を3つの柱として、繁殖・肥育技術指導の強化等による全国トップレベルの肉用牛産地づくりを推進する。

(3) スマート農林水産業の実現

スマート農業に関する農業者等からの相談体制を整えるとともに、大分県スマート農林水産業推進方針に基づき、試験研究機関や民間企業等と連携し、生産環境モニタリングシステム、圃場管理システム、牛の繁殖管理クラウドシステム、農業生産工程管理（GAP）のクラウドシステム等のロボット・AI・IoT等の先端技術を組み入れた、新たな技術の現場実装を推進する。

また、生産現場における労働力不足や規模拡大に向けた生産性向上等の課題に対応するため、ドローンや自動走行農業機械等、先端技術を使った作業代行等の新たな農業支援サービスを活用した農業経営の発展を支援するよう努める。

2 マーケットインの商品（もの）づくりの加速

(1) マーケットニーズに対応した流通・販売力の強化

市場競争力を強化するため、本県の顔となる農産物を戦略品目に選定し、市場や販売先等のニーズに応えられる生産量と品質の確保に向けた取組を加速させる。また、県オリジナルいちご「ベリーツ」や「おおいた和牛」などストーリー性を備えた魅力ある商品（もの）づくりを推進する。

(2) 新たなマーケットの創造

農商工連携による加工・業務ニーズに対応した産地づくりを推進するとともに、6次産業化へのチャレンジやスキルアップを目指す生産者等への支援により、県産農林水産物による新たな価値を創出する。

(3) 産地間競争に勝ち抜く生産力の強化

園芸については、戦略品目や戦略品目ネクストを中心に更なる生産拡大や県域生産出荷体制の強化を図りながら、新規産地の育成と既存産地の拡大を推進する。また大規模リース団地や経営継承など新規就農者が営農しやすい環境整備や安心して園芸品目に取り組める仕組みづくり、省力化技術の活用や機械化等による効率的な生産技術体系の導入を進める。

畜産については肉用牛の生産基盤の強化や品質・収益性の向上、高付加価値化などを推進するとともに、酪農の生産性向上対策や低コスト化を推進し経営強化を図る。

また、水田農業においては、農地中間管理事業等を活用した担い手への農地集積・集約化等による規模拡大、スマート農業技術の導入等による低コスト化を図るとともに、実需者ニーズに応じた特色ある産地づくりを推進する。

(4) 安全・安心な商品の供給体制の充実

GAP（生産工程管理）の取得促進と普及・拡大を図り、経営体の育成や産地の振興、発展につなげる。また、有機農業やIPM（総合的病害虫・雑草管理）の導入による環境保全型農業を推進する。

(5) 新たな需要を獲得する戦略的な海外展開

輸出相手国のニーズにあった商品づくりや規制に対応できる生産・出荷体制の構築を推進するとともに、輸出にチャレンジする生産者・生産団体等の育成に努める。

3 産地を牽引する担い手の確保・育成

(1) 将来を担う稼ぐ経営体の確保・育成

世代間のバランスのとれた農業就業構造の実現に向け環境の整備に取り組む。就農セミナーやホームページ等による情報発信力の強化、就農学校やファーマーズスクール等の研修制度の拡充により農業内外からの就農を促進する。

併せて、就農後の地域への定着を促進するため、市町村、農業協同組合、先進的な農業者、農業法人等と連携して、就農準備段階から経営開始後までの一貫的な支援を行い、新規就農者の発展段階等に応じた効果的な支援を行うよう努める。なお、次世代に農地等の資源を着実に継承することが重要であることから、新規就農者の育成と併せて、将来の円滑な経営継承に向けた準備、企業の農業参入の推進及びフォローアップ、新規就業の受皿となる農業経営の法人化等への支援を行う。

また、経営マインドを持った担い手を育成するとともに、集落営農法人の収益力向上に向けた経営多角化や女性の経営参画・起業の促進に向けた経営研修や就業環境の整備を支援する。

(2) 農林水産業を支える多様な人材の活躍

移住や帰農希望者等の就業相談やセミナー等による就農促進、農福連携の拡大等、多様な人材確保のための環境づくりを進める。

(3) 経営体を支えるシステムの強化

農業者への技術及び経営指導を担う中で、地域の実態や要望を把握するとともに、行政機関や農業協同組合、教育機関その他産業の関係者も含む多様な人材・機関を巻き込むコーディネート機能を発揮し、地域における様々な課題解決を図るよう努める。

併せて、試験研究機関の研究成果の迅速な技術普及に努めるとともに、国や大学、民間企業等を含めた関係機関との連携強化による普及指導体制の充実を図る。

また、近年の気候変動に対する緩和策や適応策等、必要に応じた技術対策を強化する。

4 元気で豊かな農山漁村づくり

(1) 地域で育む農山漁村づくり

中山間地域における生産活動の活性化を図るため、農村の多面的機能の保全を図りながら、魅力の発信や、地形など特性を活かした付加価値の高い産品づくりを支援する。

(2) 安全で効率的な生産環境の整備

近年頻発する豪雨等の気象災害や新型コロナウイルス等、災害への確実な備えや防災意識の醸成、災害に対する生産環境の早期復旧・復興に向けた対策支援を行う。

(3) 鳥獣害対策の効果的な推進

有害鳥獣による被害軽減を図るため、住民自らが点検を行ない予防を強化しながら防護柵の設置や捕獲を行う集落環境対策を推進するとともにICT機器の活用による効率的な捕獲の促進などを行う。

第2 普及指導活動の効果的かつ効率的な実施

普及指導活動を効果的かつ効率的に実施するため、普及指導活動の方法に関し、次に掲げる事項を実施する。

1 農業者に対する支援の充実・強化

普及指導員の本来業務である直接農業者に接して行う普及指導活動に要する時間が十分に確保されるよう留意する。農業者に接する際には、関連する施策情報を含めて情報提供を行うよう努め、また、普及指導活動の充実・強化及び効率化を図る観点から、ICTの積極的な導入とこれを活用した普及指導活動を実施するよう努める。

さらに、農業経営に必要な技術・経営情報に加え、施策や普及指導活動の実績・成果等について、農業者をはじめ関係者・関係機関への情報発信を広く効果的、効率的に行う。

2 公的機関が担うべき分野における取組の強化

公的機関が担うべき分野に係るものとして、食料の安定供給や農業・農村の多面的機能の発揮に必要となる地域農業全体の維持・発展を目的とする活動（地域農業における技術革新の推進、地域の合意形成支援、新規就農者の育成・確保、女性農業者の活躍推進、鳥獣被害対策、地球温暖化対策、災害への対応、環境保全型農業の推進、農産物の安全の確保、農福連携の推進等）について、現場の実情を踏まえて強化する。

さらに、地域農業の発展に向けて、課題解決のためのビジョンを持ち、市町村や農業団体等の関係機関、民間企業、試験研究機関、教育機関、先進的な農業者、外部有識者等の多様な関係者・機関をコーディネートする役割を果たすよう努める。

3 先進的な農業者等とのパートナーシップの構築

活力ある地域農業を創造するためには、先進的な農業者等の持つ優れた知見や経験に学び、農業者等が有する知的財産の保全に留意しつつ、農業・農村を振興することが重要である。

このため、先進的な農業者や地域リーダー等に対し、経営発展のみならず地域振興に資する施策情報の提供等を積極的に行いつつ、普及指導計画の評価を行う際に意見を求めるほか、就農学校やファーマーズスクール等における新規就農者の確保・育成をはじめとした農業・農村を振興するための取組を協働で行う。

広域普及指導員（農業革新支援専門員）をはじめとして、普及指導員は、その役割を適切に果たすために県内の先進的な農業者や地域リーダー等とのパートナーシップを構築する。

また、このような先進的な農業者等との協働が普及指導員自身の資質向上にも寄与することに鑑み、パートナーシップの構築のため、地域モデルとなるための支援や経営の高度化の支援等に努める。

4 試験研究機関・民間企業等との連携強化

広域普及指導員（農業革新支援専門員）をはじめとして、普及指導員は、県が行う研究開発に企画段階から参画し、試験研究機関に対して現場の課題や技術について改善を要する点等を伝え、より実用性の高い技術が開発されるための役割を果たすとともに、その成果を活かして農業現場における技術革新を推進することにより、国・県の農業政策を地域において実施する上での課題や、地域農業における課題について、技術面から解決を図る。

民間企業等との連携に当たっては、専ら普及指導員が行うこと、民間等と連携して行うこと及び民間等に委ねることを整理し、役割分担を図りながら普及指導活動を展開する。また、農業者や地域農業の課題解決に向けて、民間等を含む多様な機関が効果的に活動できるよう、これらの機関との積極的な情報交換の場を設けること等により環境整備を図る。具体的には、食品産業と連携した産地づくりや福祉事業者等と連携した労働力の確保、税理士等専門家の活用による法人化の推進等、農業経営の抱える課題解決を支援する。

5 都道府県間の連携

広域的な課題に対して、都道府県横断的な検討及び解決が図られるよう、広域普及指導員（農業革新支援専門員）をはじめとする普及指導員は、他の都道府県間との情報共有、技術協力等を行う。

6 普及指導計画の策定と評価

普及指導活動が高い成果を創出するためには、適切な普及指導計画の策定、実行、評価及び改善のプロセスを経ることが重要である。

このため、普及指導活動の成果や体制等について、先進的な農業者や関係機関等を含む委員による外部評価を実施し、その結果を公表するとともに、次年度以降の計画に反映させることを通じて、普及指導活動及びその体制の改善を行う。

地域農業の総合的な支援を図るため、課題の設定については、各地域の状況に応じて、普及指導員による取組の必要性及び緊急性が高いものに重点化し、普及指導活動を効果的かつ効率的に実施する。

また、特に重要な課題について、広域普及指導員（農業革新支援専門員）が普及指導活動の目標、期間、体制等を示した重点プロジェクト計画を定め、振興局と連携して当該計画に基づく活動を推進する。

7 調査研究の適切な実施

普及指導員による調査研究の実施に当たっては、試験研究機関をはじめとする関係機関及び関係者との連携を積極的に図るほか、その成果等を普及指導員の資質向上及び現地の課題解決を図るために有効に活用する。

第3 普及指導員の配置に関する事項

1 普及指導員の配置

農業改良助長法（以下「法」という。）第12条第2項の普及指導センターの事務を行う部署を設置し、法第8条第2項の事務を行う普及指導員を配置する。配置にあたっては、普及指導活動が適切に実施されるよう、人材育成計画に基づき、適正な資質を持つ普及指導員を確保し、必要とされる専門分野、経験年数等を考慮して十分な人員を配置するよう努めるものとする。

また、農業者等との信頼関係のもと、地域に密着した効率的な普及指導活動が継続して実施できるよう、一定の在任期間（おおむね4年間）の確保に努める。

配置先については、地域を活動範囲とする普及指導員については振興局、県域を活動範囲とする普及指導員は県庁とするが、必要に応じて農林水産研究指導センター及び農業大学校との兼務体制をとる。

(1) 振興局に配置する普及指導員

地域を活動範囲とし、農業者からの高度かつ多様なニーズ及び地域の課題に的確に対応するため、県内6カ所の振興局に普及指導員を配置する。

(2) 県庁に配置する普及指導員

県域を活動範囲とし、研究・教育・行政との連携の企画調整・推進、試験研究機関等との連携強化による研究開発への参画や専門技術の高度化並びに政策課題への対応、重要課題の解決に向けた普及指導活動の企画立案・総括・指導、普及指導員の資質向上、先進的な農業者や地域リーダーとのパートナーシップの構築等を業務とする広域普及指導員（農業革新支援専門員）を県庁に配置する。

(3) 農業大学校において研修教育を行う普及指導員

就農希望者、農業後継者等に対し、農業技術の高度化、経営の専門化等に対応できる技術・経営能力を習得させるため県立農業大学校の講師を兼務する。

第4 普及指導員の資質向上に関する事項

普及指導員に求められる機能を十分に発揮しつつ、近年の農業分野における技術革新、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図られるよう、次に掲げる事項に留意して、普及指導員に対する研修の充実強化等に努める。

1 人材育成計画

研修に係る計画の策定及び実施に先立ち、中長期的な普及指導員の人員配置を勘案した上で、能力が継続的に習得されるよう、普及指導員の目指すべき人材像、求められる資質、人材育成に向けた取組方針及びその推進体制等を定めた大分県普及指導員等（農業・畜産）人材育成計画を策定し、原則として毎年見直すものとする。

2 向上を図るべき資質

普及指導員に求められる役割を発揮するため、農業及びその経営に関する高度な技術及び知識並びに普及指導活動の手法（新規就農者から先進的な農業者に至るまでの多様な農業者に接しコミュニケーションを図る手法、地域内外の幅広い関係者と連携を構築する手法及び地域農業・農村について将来の展望に基づいた戦略を立案する手法等）については、全ての普及指導員が共通して備えるべき基本的な資質として、計画的かつ継続的な向上を図る。

3 資質向上の方法

(1) 国との役割分担

研修体系に基づき、国が統一的に実施する研修の積極的な活用を図るほか、県段階において、国の研修で不足する部門や内容などに関する研修を実施し、総合的な指導能力の向上を図る。

(2) 研修の内容

ア 基礎指導力の確立期

普及方法や専門技術、経営等に関する基礎的知識の習得等、普及指導員として必要な基本的な資質の向上に関する研修を実施する。

イ 専門指導力の確立期

専門分野を中心とした課題解決能力の向上やマーケティング能力の向上、経営管理能力の向上等、普及指導活動における実践力の強化に関する研修を実施する。

ウ 総合指導力の確立期

地域の総合的な課題に対する課題解決能力の向上やチーム力を強化するための組織マネジメント研修等、普及指導方法の高度化等に関する研修を実施する。

エ 企画・管理能力の確立期

普及指導活動の総合的な企画調整、普及指導員の養成及び資質向上、普及指導活動の管理運営等に関する研修を実施する。

(3) 研修の方法

ア OJTなど職場における実践的研修

イ 職場内での研修課題の設定、課題解決の方策についての資料調査、実証等

ウ 現地課題解決のための自らが企画する自主組立研修

エ 県を単位とした集合研修

オ 国が実施する研修又はこれに準ずる研修への派遣

カ 国内、海外の試験研究機関・大学等への派遣

(4) 留意事項

ア 多様な者との連携

研修の実施にあたっては、市場や量販店等の流通関係者、経営や組織マネジメント等の専門家、試験研究機関や大学などの研究者等と連携をとり、幅広い知識を習得できるようにする。

イ 職務経験年数に応じた研修受講機会の確保等

研修については、経験年数等により、(2)に示した「基礎指導力」「専門指導力」「総合指導力」「企画・管理能力」のそれぞれの能力を確立させる時期を考慮

し、4段階に分けて実施する。

また、国等の研修を受講した者が、その研修内容を伝達する研修を実施するなど、効果が最大限発揮されるよう配慮する。

ウ 広域普及指導員（農業革新支援専門員）育成

プロジェクト活動や調査研究活動等を通じて、高度な専門性を有し、広域的な課題の解決や普及指導活動の総括等を担うことができる者を広域普及指導員（農業革新支援専門員）として育成する。

エ 人事交流

普及指導員には専門的な知識・技術の蓄積の他、農業分野のみではなく、他分野も含めて幅広い知識等が求められることから、他部局との計画的な人事交流を進める。

オ 普及指導員の自主的な資質向上

効率的な調査研究の実施や知識を広めるための他分野の研修参加など自発的な能力向上の取組により、自己研鑽に努める。また、振興局の部長、総括はそれを助長する。

第5 普及組織の運営

1 振興局に設置する普及組織

振興局に設置する普及組織については、農業者等に対する情報提供及び相談の場並びに普及指導員の活動拠点としての機能が十分に発揮されるよう、その整備を行うとともに普及指導員の本来の職務である直接農業者に接して行う支援活動のために十分な時間が確保されるよう、適切に業務管理を行う。また、普及組織が、農業者等のスマート農業をはじめとした技術及び経営に関する情報発信・相談窓口として機能するよう、試験研究機関や民間等の専門家、市町村や農業団体等と連携体制を整えるよう努める。

2 県庁に設置する普及組織

（農業革新支援センター）

広域普及指導員（農業革新支援専門員）が活動を行う拠点を県庁に設置し、県域における重点課題の解決に向けたプロジェクトチーム活動等の普及指導活動の企画・総括・指導に取り組む。また、試験研究機関等との連携による研究開発への参画及び成果の現地移転のほか、普及指導員の資質向上や先進的な農業者等からの高度かつ専門的な相談への対応に加え、国や試験研究機関、民間企業、他の都道府県とネットワークの構築及び新たな技術等に係る情報の集約整理等が行えるよう、体制の整備を図る。

第6 研修教育の充実強化

農業大学校の運営に当たっては、地域農業の状況を踏まえ、普及組織や広域普及指導員、試験研究機関、関係機関等と連携し、必要とする取組を着実に実施できるよう努める。

1 研修教育の内容の充実強化等

農業大学校については、就農希望者、青年農業者等に対する県における中核的な教育機関として、実践的な技術力と経営力を備えた農業者の育成が図られるよう、先進的な農業経営者等による出前授業、現場での実習、農業生産工程管理（GAP）に関する教育、企業や他の教育機関、研究機関等と連携したスマート農業技術研修等、実践的・発展的な教育内容の充実や、そのための施設・設備等の整備を進める。

2 就農支援の取組の推進等

農業大学校において、農家出身でない学生や雇用就農する農家出身の学生等が増加していることを踏まえ、学生等の円滑な就農のため、就農相談や農業法人等とのマッチング、普及指導員との連携等の就農支援の取組を推進するとともに、就農後における地域への定着が図られるよう関係機関と連携し、継続的な支援を行う。

3 農業系高校等生徒への研修機会の提供等

農業の魅力を伝え、将来的に農業を職業として選択する人材を育成するため、農業大学校において農業系高校や普通高校等の生徒に対する研修機会の提供等を行う。

4 社会人等への研修機会の提供等

農業大学校は、社会人を含む幅広い世代の就農を促進するため、県の他の研修機関等との連携・役割分担の下、社会人等に対する研修機会の提供等を行う。

5 農業大学校の学生等以外への就農希望者に対する支援

農業大学校は、当該施設の学生等以外であって、農業者等の下で研修を受けている就農希望者に対し、受入先の農業者や普及組織との連携・役割分担の下、大型特殊免許の資格取得への支援を行う。

6 先進的な農業者等による外部評価の実施

農業大学校は、研修教育の内容、その成果及び実施体制について、先進的な農業者、卒業者、関係機関等による外部評価を実施し、研修教育の内容等の改善を行う。

第7 その他協同農業普及事業の運営に関する事項

農業情勢の変化、農業政策の動向、普及指導活動の実態等を踏まえ、実情に即した普及事業の見直しに取り組む。

